

本報告書は、[令和2年11月26日に公表した報告書](#)を、[令和3年1月21日に公表した正誤表](#)により訂正したものです。

## 船舶事故調査報告書

令和2年11月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	令和2年2月29日 20時26分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港（水島港上水島東方灯浮標） 水島港西1号防波堤灯台から真方位177°350m付近 （概位 北緯34°27.9′ 東経133°44.0′）
事故の概要	引船 <sup>たいき</sup> 太輝丸は、台船T-61をえい航して西北西進中、えい航索及びT-61が灯浮標と接触し、灯浮標が損傷した。
事故調査の経過	令和2年4月16日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 太輝丸、19トン 273-13646岡山、株式会社ナビレックス（船舶所有者）、株式会社NAVTEC（船舶借入人） B 台船 T-61、約883トン なし、株式会社江田島造船所
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし 灯浮標 太陽電池パネル及びマーキング装置に折損、防護枠及び頭標 支柱に曲損等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、潮流 北北西流約1.0ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、B船を約50mのえい航索で 繋いで引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、約7.5～ 7.9knの対地速力で西北西進していた。 A船引船列は、船長Aが、水島港上水島東方灯浮標（以下「本件灯 浮標」という。）に接近して航行を続けていたところ、B船が北東風 の影響で南西方に圧流され、えい航索及びB船が本件灯浮標に接触し た。
分析	A船引船列は、西北西進中、本件灯浮標に接近して航行していたこ とから、B船が北東風の影響で南西方に圧流され、えい航索及びB船 が本件灯浮標に接触し、本件灯浮標が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船引船列が、西北西進中、本件灯浮標に接近し

	<p>て航行していたため、B船が北東風の影響で南西方に圧流され、えい航索及びB船が本件灯浮標に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・はしけ等をえい航している場合は、風潮流の影響及びはしけ等を含めた操縦性能を考慮し、航路標識等と安全な離隔距離を保って航行すること。</li></ul>